

教育委員会定例会日程

平成31年1月28日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 協議事項

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について (資料5 教育指導課)

5 議事

日程第1

議案第1号

平成31年度全国学力・学習状況調査の参加について (教育指導課)

日程第2

報告第1号

事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について (教育総務課)

6 報告事項

(1) 学期制検討の経過について (資料2 教育指導課)

(2) 不登校重大事態発生に伴う諮問について (資料3 教育総務課)

(3) 市議会12月定例会の概要について (資料1 教育部・文化部)

7 その他

平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について (資料4 教育総務課)

【資料配布のみ】

8 議事

日程第3

議案第2号

市議会定例会提出議案（平成31年度予算案）に同意することについて

【非公開】 (教育部・文化部・青少年課)

日程第 4

議案第 3 号

市議会定例会提出議案（小田原市図書館条例の一部を改正する条例等）に同意することについて【非公開】（図書館）

日程第 5

議案第 4 号

市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】（図書館）

日程第 6

議案第 5 号

市議会定例会提出議案（平成 3 1 年 3 月補正予算案）に同意することについて【非公開】（教育部）

日程第 7

議案第 6 号

市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて【非公開】（学校安全課）

9 閉 会

「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」について

1 検討の経緯

小田原市の就学前教育・保育のあり方や公立施設の役割と施設整備の方向性については、平成30年8月に開催した総合教育会議において、「小田原市就学前教育・保育のあり方」の基本方針を今年度末までに策定することとし、方向性等について提示していたが、本市の就学前教育・保育においては、歴史的に民間施設が担ってきた部分が大きいため、全市的なあり方を考えるうえで、まず、平成30年度は公立幼稚園・保育所の今後のあり方についての考えをまとめ、それをベースに平成31年度に私立幼稚園や民間保育所等との意見交換等を行い、本市全体の就学前教育・保育の質の向上に向けた取組等について整理していくこととした。

2 今後重点的に推進する事項

「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を基に、公立幼稚園・保育所にかかる下記の重点的な取組を推進していく。

- ① 公立幼稚園・保育所の統合・廃止の推進
- ② 認定こども園モデル園の整備に向けた準備
- ③ 就学前教育・保育を管轄する組織の統合化

* 別紙「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（骨子）（案）」参照

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（骨子）

1 目的

- ・乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもの豊かで健やかな育ちを支え、促す上で極めて重要な意義がある。
- ・そこで、本市が実施してきた就学前教育・保育の基本的な考え方や役割、課題や質の向上に向けた取組の方向性などを踏まえ、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」として取りまとめることとした。

2 教育・保育を取り巻く状況

- ・国は「子育て安心プラン」（平成 29 年）を発表し、平成 31 年度末までに全国で約 32 万人分の保育の受け皿を整備するとした。
- ・国は、将来的には保育所ニーズは増加した後に横ばい、幼稚園ニーズは大きく減少する見通しから、今後は保育の量的ニーズの長期的見通しと、資源の活用が必要となるとし、教育・保育の量的ニーズの減少を質的向上の契機ととらえ、良質な施設の適正配置や職員の質的向上等により充実した環境を用意する必要があるともしている。
- ・文部科学省、厚生労働省は平成 30 年度から、それぞれ「幼児教育・保育の質の確保・向上に関する検討会」をスタートし、教育・保育の質の確保方策の検討が進められている。

3 本市の就学前教育・保育の現状と課題

(1) これまでの取組経過

- ・平成 27 年 3 月に策定した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」において、幼児期の教育・保育ニーズの量の見込みと確保内容を定め、低年齢児を中心に増加する保育ニーズの受け皿確保の取組を進めている。
- ・公立幼稚園においては、「小田原市学校教育振興基本計画」（平成 25 年 3 月）を基に、預かり保育の拡充、3 歳児保育導入の検討等に取り組んできた。
- ・平成 28 年 3 月に策定した「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」において、公立幼稚園が果たすべき役割や、再編による適正配置、研究機能・保育機能の強化など、取組の方向性を整理した。
- ・平成 30 年 3 月に改定した「小田原市学校教育振興基本計画」において、幼保一体化の観点から認定こども園の早期設置を検討するとした。

(2) 本市の就学前教育・保育ニーズの見込み

- ・国の待機児童の目標年（平成 32 年）以降も女性の就業率の上昇に応じて増加するが、女性の就業率が国の水準（80%）に近いと見込まれる。
- ・推計においては、保育ニーズの上昇率は鈍くなる一方で児童数の減少は続くことから、平成 37 年～42 年の間で保育ニーズのピークアウトが見込まれる。教育ニーズは、平成 42 年には 32 年に対して 6 割強まで減少することが見込まれる。

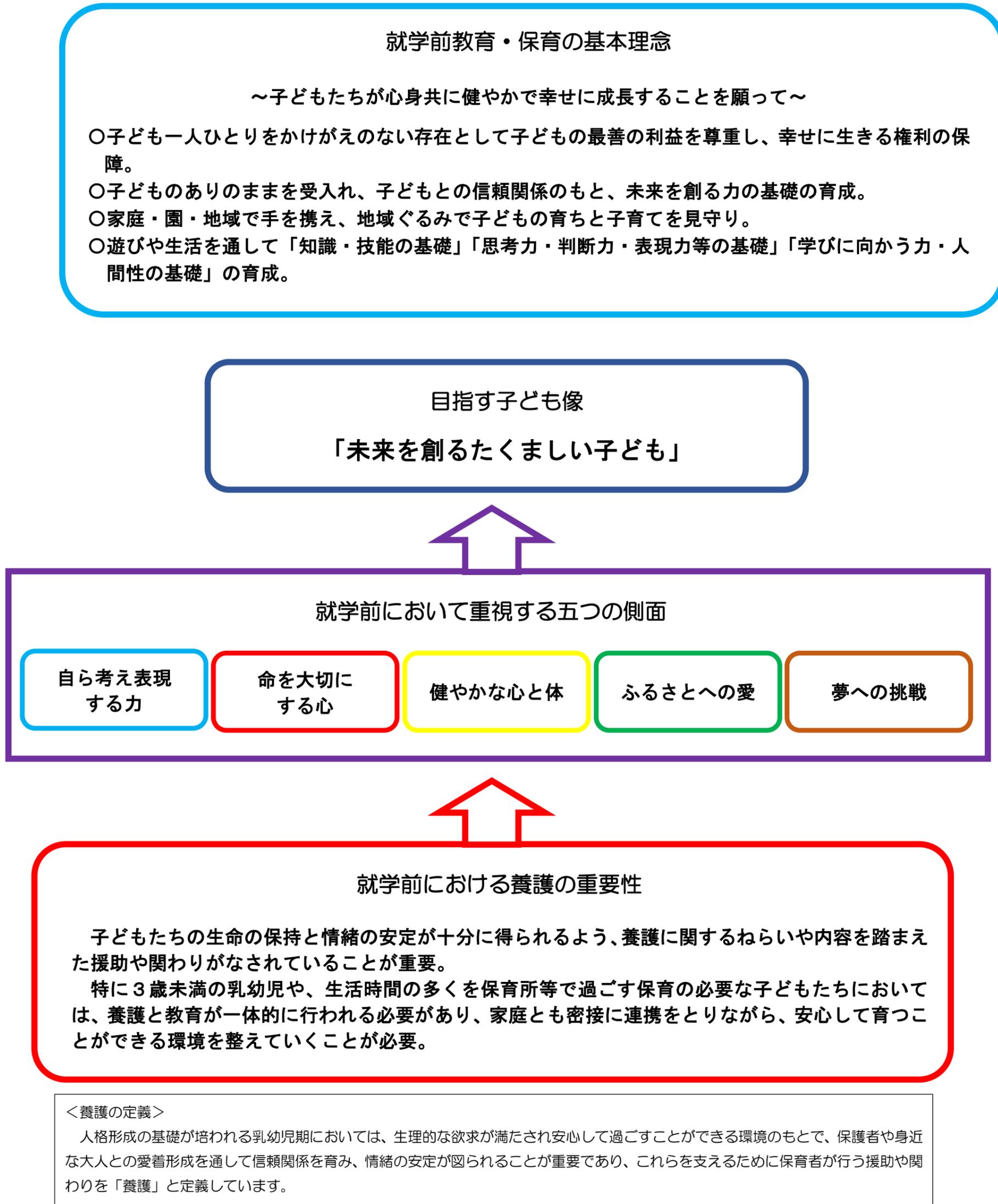
(3) 就学前教育・保育施設の現状と課題

- ・幼稚園は、公立私立とも定員割れしており、特に公立の利用率が低く、適正な集団規模の確保が難しい園もある。反面、保育所は、高くなっている。今後の児童数の減少やニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要。
- ・特別な支援や配慮の必要な子どもが増加に対応するため、職員の加配や早期発達支援の充実などが必要。
- ・改訂された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえ、更なる幼児教育・保育の内容の充実が必要。
- ・小学校との接続を円滑に行うため、幼稚園・保育所と小学校との連携を深めていくことが大切。
- ・幼稚園と保育所の連携が求められており、共通カリキュラムの作成や教育・保育の一体的推進の体制づくりが必要。
- ・地域と家庭との関係が希薄化する中で、就学前教育・保育は子育て家庭への支援が必要。
- ・公立施設の老朽化が進んでおり、施設の役割や必要性を踏まえて統合・廃止、建替えなどの判断が必要。

4. 就学前教育・保育の基本的な考え方

- ・「子どもを主体とする」ことを全ての基本とし、その前提として、保護者や保育者の援助や関わりにより、子どもたちの生理的な欲求や安心して過ごせる環境が整えられることが必要。
- ・就学前から、小学校・中学校に繋がる一貫した目標が共有され、子どもの発達段階に合わせた適切な教育・保育が行われることが望ましい。

<体系図>



5. 公立幼稚園・保育所の今後のあり方

(1) 公立施設が果たす役割

- ・本市の就学前教育・保育は、従前から民間施設が中心に取り組みられてきており、公立施設は量的・区域的な不足を補う目的で整備されてきたが、施設の老朽化や、幼稚園の園児減少が深刻な課題となっている。
- ・現在は、待機児童解消に向け、民間の取組を中心に保育の受け皿確保を進めているが、一方で、就学前教育の重要性の観点から、就学前教育・保育の質の充実に向けた対応が求められている。
- ・本市は、幼稚園・保育所の両方に公立施設を設置・運営してきたことから、それぞれに蓄積されたノウハウや経験を統合し、活用できるという優位な点もある。
- ・今後、公立施設として次のような役割を担うとともに、民間施設との積極的な協働により、市全体の就学前教育・保育環境の向上に努めていく。

① 就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割

- ・質の高い就学前教育・保育を一体的に提供するためには、公立幼稚園・保育所が蓄積してきた知見を取りまとめ、教育・保育の一体的な実践・研究を通してブラッシュアップしていくことが重要。
- ・幼保一体化の具体の姿として、保育の必要性の区別なく適正規模で教育・保育を受けられる認定こども園は、実践・研究活動の場として最適な施設。
- ・認定こども園モデル園を整備し、「教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育・保育の一体的な提供を行う。
- ・認定こども園の整備とともに、公立施設の老朽化や利用の状況、ニーズ見込みを踏まえ統合・廃止を実施する。
- ・保育者の就労環境が重要であり、職員の働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを進める。

② インクルーシブな環境づくりに対する役割

- ・受入体制の拡充やノウハウの蓄積、保育者の意識やスキルの向上が必要であり、公立施設は積極的な受入れと療育機関や学校等との連携体制の充実を図る役割を果たす。
- ・そこで得られた知見を広く民間施設と共有しながら、インクルーシブな就学前教育・保育の環境づくりを図る。

③ 幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割

- ・就学前から就学後を見据えた一貫性のある教育・保育を提供していくことが重要。
- ・就学前施設は、現在、小学校との連携を図り円滑な接続に努めているが、公立施設がハブとしての役割を果たし、市の施策等を踏まえた連携をさらに深め、様々な関係機関と連携していくことが有効。
- ・公立幼稚園・保育所にコーディネーター機能を持たせ、小学校との接続がより円滑に行える環境を整える。
- ・これまで培ってきた地域とのつながりを生かし、就学前施設と地域をつなぐハブとしての役割を果たすことで、地域資源を子どもたちの学びに生かし、より豊かに学び育つ環境を整えていく。

④ 地域の子育て支援の拠点としての役割

- ・幼稚園・保育所には地域の子育て支援の役割があり、保護者等に対して幼児教育への理解を促したり、保護者自身の成長を支えたりする場であることが求められている。
- ・これまで取り組んできた園庭開放や地域の育児サークル等との連携などのノウハウを生かし、民間施設とも連携しながら、地域の子育て支援の拠点としての役割を担う。

⑤ 教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

- ・公立施設は量的ニーズの減少に対する緩衝帯としての役割を果たす必要がある。ニーズの状況や民間施設の動向などを見据え、必要に応じて施設種別や機能の見直し、統合・廃止を行う。

(2) 公立施設運営における今後の取組

- ・次の2点について、早期に重点的に進める。

① 施設の統合・廃止と認定こども園の開設

- ・公立幼稚園においては、資源・経費の有効活用の観点からも、統合・廃止を具体的に進めていく。
- ・公立保育所においては、待機児童対策等の取組を進めるとともに、就学前教育・保育の一体的提供を通じた質の向上に取り組む。
- ・複数の公立幼稚園の統合・廃止に合わせて、公立認定こども園モデル園を新設・整備する検討を始める。
- ・モデル園での効果検証とともに、保育ニーズの状況や施設の老朽化の状況などを見極め、公立施設の施設整備種別や機能、統合・廃止の方針を判断する。

② 就学前教育と保育を管轄する組織の統合化

- ・組織体制を整理し担当部局を統合化し、教育・保育の知見の統合化による質の向上を図るとともに、より効率的な人事運用を進める。

6. 今後のスケジュール

- ・「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を踏まえ、公立幼稚園・保育所の施設の統合・廃止や、認定こども園の開設について具体的な検討を開始するとともに、平成32年度から計画期間がスタートする「小田原市子ども・子育て支援事業計画」（改定）の中に反映させていく。
- ・平成31年度は、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」をベースに、私立幼稚園や民間保育所等との意見交換を行い、本市全体の就学前教育・保育のあり方について整理する。

議案第 1 号

平成 3 1 年度全国学力・学習状況調査の参加について

平成 3 1 年度全国学力・学習状況調査の参加について、議決を求める。

平成 3 1 年 1 月 2 8 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

平成31年度 全国学力・学習状況調査への参加等について

小田原市教育委員会

(文部科学省「平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」より)

1 調査の概要について

(1) 調査目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

(2) 調査対象

小学校第6学年、中学校第3学年の原則として全児童生徒
ただし、特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下に該当する場合は、調査の対象としないことを原則とする。

- ・ 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
- ・ 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒
- ・ 右耳、左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査英語のうち、「聞くこと」及び「話しこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

(3) 調査事項

① 児童生徒に対する調査（悉皆調査）

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とする。

①身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査を実施する。

② 学校に対する質問紙調査（悉皆調査）

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査を実施する。

(4) 調査実施日

- ① 児童生徒に対する調査 平成31年4月18日(木)
- ② 学校に対する質問紙調査 平成31年4月に実施する。

(5) 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する問題の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する問題は、初めて各学校のコンピュータ教室等のPC端末等を活用し、音声録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境が様々であることから、平成31年度に限り、特例的な措置として、以下のとおり、取り扱うこととする。

- ① 「話すこと」のに関する問題については、設置管理者が各学校のICT環境の整備状況を把握し、各学校の状況を十分踏まえた上で検討し、設置管理者の判断により学校単位で「話すこと」に関する問題を実施しないこととすることができる。
- ② 「話すこと」に関する問題の実施状況については、調査実施後に文部科学省において確認の上、実施校の全国総数のみを公表する。
- ③ 中学校英語調査の結果については、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する問題の結果については、全国の平均正答数及び平均正答率を別に集計して「参考値」として公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- ④ 上記の①により、「話すこと」に関する問題を実施しなかった学校においても、「話すこと」に関する問題及び調査結果を活用した授業改善が行えるよう、調査実施後すみやかに、調査問題、正答例、問題趣旨及び回答類型を公表する。

(6) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにすることなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

- ① 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
 - ・市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、公表することは可能であること。
 - ・自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ② 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、公表することは可能であること。
- ③ 調査結果の公表に当たっては、以下により行うこと。
 - ・単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。
 - ・個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、平均正答数や平均正答率などの数値について一覽での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
 - ・児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ・学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(6) 留意事項

調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。

2 平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について

- ・ 平成31年度の調査へ協力し参加する。

ただし、中学校英語のうち「話すこと」の調査については、本市の学校のICT環境を鑑み、実施可能な範囲での参加とする。

3 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

- ・ 調査結果については、平成30年度までと同様、市の結果について公表する。

報告第 1 号

事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 31 年 1 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第1条及び第2条関係）

区 分	現 行	平成30年度	平成31年度以降
6 月 期	100分の150		100分の160
12月期	100分の165	100分の170	100分の160

[適 用]

- 1 平成30年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ
平成30年12月1日
- 2 平成31年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
平成31年4月1日

平成 31 年 1 月 21 日

小田原市いじめ防止対策調査会長

嶋崎 政男 様

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄



不登校重大事態の発生に伴う調査の開始について（諮問）

小田原市いじめ防止対策調査会規則第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

(1) 次に掲げる事項についての調査

- ・ 本件重大事態についての事実関係
- ・ 本件重大事態に対する教育委員会・学校の対応等

(2) 再発防止に関する事項

(3) 調査結果の提供及び公表のあり方

2 諮問事由

市立中学校に在籍する生徒本人及びその保護者から、当該生徒の不登校（欠席 30 日以上）については、学級での無視などの「いじめ」が原因であるとの申立てがありました。

当該生徒の欠席日数は、平成 29 年度 74 日、指定変更後の平成 30 年度（1/15 まで）88 日に及んでいることから、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する重大事態として調査するため諮問するものです。

（事務担当：教育総務課 総務係 33-1671）

平成 3 0 年 1 2 月 定 例 会 日 程

第 1 日 目	1 1 月 2 8 日	水	・ 補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明
第 2 日 目	1 1 月 2 9 日	木	(休 会) (議案関連質疑通告 締切 正午) (一般質問通告 締切 午後 3 時)
第 3 日 目	1 1 月 3 0 日	金	(休 会)
第 4 日 目	1 2 月 1 日	(土)	(休 会)
第 5 日 目	1 2 月 2 日	(日)	(休 会)
第 6 日 目	1 2 月 3 日	月	・ 質疑、追加議案上程、各常任委員会付託、陳情付託
第 7 日 目	1 2 月 4 日	火	(休 会) 総務常任委員会
第 8 日 目	1 2 月 5 日	水	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日 目	1 2 月 6 日	木	(休 会) 建設経済常任委員会
第 1 0 日 目	1 2 月 7 日	金	(休 会)
第 1 1 日 目	1 2 月 8 日	(土)	(休 会)
第 1 2 日 目	1 2 月 9 日	(日)	(休 会)
第 1 3 日 目	1 2 月 1 0 日	月	(休 会)
第 1 4 日 目	1 2 月 1 1 日	火	(休 会) (委員長報告書検討日)
第 1 5 日 目	1 2 月 1 2 日	水	・ 各常任委員長審査結果報告・質疑・討論・採決 ・ 追加議案上程・質疑・討論・採決 ・ 陳情等審査結果報告・質疑・討論・採決 ・ 一般質問
第 1 6 日 目	1 2 月 1 3 日	木	・ 一般質問
第 1 7 日 目	1 2 月 1 4 日	金	・ 一般質問
第 1 8 日 目	1 2 月 1 5 日	(土)	(休 会)
第 1 9 日 目	1 2 月 1 6 日	(日)	(休 会)
第 2 0 日 目	1 2 月 1 7 日	月	・ 一般質問
第 2 1 日 目	1 2 月 1 8 日	火	・ 追加議案上程・質疑・討論・採決 ・ 一般質問

* 告示 1 1 月 2 1 日 (水)

* 議会運営委員会 1 1 月 2 2 日 (木) 午前 1 0 時
1 1 月 2 8 日 (水) 午前 9 時
1 2 月 1 4 日 (金) 午前 9 時

厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

平成30年12月5日実施

1 議題

（1）議案

- ・ 議案第95号 平成30年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）
- ・ 議案第118号 工事請負契約の締結について（小田原市立小中学校普通教室等空調設備設置工事）

（2）陳情

- ・ 陳情第148号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- ・ 陳情第149号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

2 所管事務調査

（1）報告事項

- ・（仮称）小田原駅東口図書館の運営等について

平成30年11月20日

陳情第148号

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されています。

2010年度実施、2014年度拡充の就学支援金制度と2014年度実施の「奨学のための給付金」により学費の公私間格差は一定程度是正されました。さらに昨年度からは国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設されました。

しかし、私立高校の学費は就学支援金を差し引いても全国平均で初年度納付金年額61万円、入学金を除いても44万8千円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る「学費の自治体間格差」も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これを前提に2018年度は、いくつかの自治体で授業料減免制度を改善する動きがありました。しかし財源の格差により制度の変わらない自治体も多く残されています。「学費の自治体間格差」解消のため2020年とされている「私立高校の授業料無償化」の実施を一刻でも早く前倒しする事が強く求められます。

また昨年度から5年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、想定人数を大きく超えた申請があり、支援金の遅配が報道されるなど課題も残しています。

OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められます。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

【陳情項目】

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

平成30年11月20日

小田原市議会議員

加藤 仁司 様

提出者

横浜市中区桜木町3-9

横浜平和と労働会館4階

神奈川私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正利 ㊞

平成30年11月20日

陳情第149号

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これに先行して、神奈川県では今年度から年収590万円未満世帯については国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。しかし生活保護世帯でも年間約26万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒・保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障をきたす状況です。

東京都では年収760万円未満の世帯まで授業料平均額が補助され、埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含め、年収500万円未満世帯では、授業料と施設費を合わせた学費に拡大されています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっています。また昨年、私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助が国によって新設されましたが、学費負担を軽減するためには県単独の上乗せも必要です。

さらに神奈川県私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）以下であり、私立高校では国基準331,806円に対して315,604円、中学校は同324,345円に対して229,874円、小学校は同322,828円に対して229,572円、幼稚園では同184,888円に対して164,815円と、すべての校種で、全国最下位水準の助成額です。このため神奈川県私立高等学校の入学金を除く平均学費は、約70万円と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。私立高校の無償化はまだ達成されたとはいえず、これからの動きにかかっています。

また、将来の大地震への対応が、私学各校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっています。しかし施設設備助成が神奈川県にはなく、すべて保護者の負担となっており、これも高学費の要因の一つとなっています。

神奈川県では私立高校の高学費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は全国的に低い水準が続いています。私たちは教育の無償化をすすめることで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

【陳情項目】

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「平成31年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

平成30年11月20日

小田原市議会議員

加藤 仁司 様

提出者

横浜市中区桜木町3-9

横浜平和と労働会館4階

神奈川私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正利 ㊞

質問順 4 5 番 鈴木和宏

- 1 歯と口腔の健康づくりに基づく健康寿命の延伸について
- (2) 教育現場での歯科保健の取組について

質問順 5 6 番 浅野彰太

- 1 日本遺産認定について
- (2) 二宮尊徳翁に関する題材での再申請について
- 2 子どもの学習支援・孤食対策等について
- (1) 本市の学習支援・孤食対策等の現状について

質問順 6 7 番 川崎雅一

- 2 郷土の偉人大友亀太郎先生について
- (1) 大友亀太郎先生の業績の普及について
- (2) 学校教育における実績について
- (3) 市民への普及について

質問順 8 9 番 楊 隆子

- 1 防災対策について
- (1) 広域避難所（学校体育館）のトイレの洋式化について

質問順 11 22 番 木村正彦

- 2 土地利用政策について
- (3) 旧保健所跡地について

質問順 13 4 番 安藤孝雄

- 3 学校における教職員の働きやすい環境の整備推進について
- (1) 教職員の超過勤務の実態と課題について
- (2) 学校業務の適正化と精選について
- (3) サポートスタッフの配置について

質問順 16 13 番 佐々木ナオミ

- 3 安全な学校施設の維持管理について
- (1) 現状の課題について

* 一般質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木 和宏	く口腔健康寿命づくりの延伸びに基づいて	教育長	教育現場での歯科保健の取組状況について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場では、小田原歯科医師会などの協力を得ながら様々な取組を行っている。 ・具体的には、法律に基づく歯科検診をはじめ、模型を使った正しい歯の磨き方などの指導、給食後の歯みがき、「よい歯の学校及び歯の衛生に関する図画・ポスターコンクール」などである。 ・また、歯みがき指導での歯の磨き残しの結果は、家庭にもお知らせし、家庭での歯みがきにも役立ててもらっている。 ・こうした取組を通じて、虫歯、歯肉炎などの予防だけでなく、良く噛むことの大切さなど、歯及び口腔の健康づくりへの意識向上を児童生徒に働きかけている。
浅野 彰太	子どもの学習支援策等について	市長	本市の学習支援・孤食対策等の現状について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援は、生活困窮者自立支援制度に基づくものと放課後子ども教室がある。 ・自立支援制度における学習支援では、原則生活保護世帯の中学生等を対象に、学力に応じた個別学習や体験活動等を市内2カ所で実施し、平成30年10月末現在で延べ306人が参加している。 ・放課後子ども教室は、放課後の居場所として、希望する全ての児童を対象に学習支援と体験活動を実施するもので、本年度までに18校に設置している。平成30年10月末現在で791人が登録しており、来年度には、全小学校に設置が完了する予定である。 ・また、孤食対策としては、市民団体による子ども食堂が数カ所開設され、食事の提供のほか学習支援も行われている。
川崎 雅一	郷土先生の偉人大友亀太郎について	教育長	学校教育におけるここ数年の取組と実績について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・大友亀太郎氏については、小田原市の学校全体で一律には教材として扱っていない。 ・ゆかりのある千代小学校では、地域学習として、4年生の総合的な学習の時間等に、大友亀太郎氏の事績について、学校にある資料を見たりお墓のあるお寺に行き地域の方に話を聞いたりして学習している。 ・また、千代中学校では、大友亀太郎氏が北海道とつながりがあったことから、今年9月に、北海道胆振（いぶり）東部地震が発生した際に、生徒会が主体となり、小学校や地域と連携して募金活動に取り組んだと聞いている。
楊 隆子	防災対策について	市長	広域避難所である小学校の屋内運動場のトイレを早期に洋式化する必要があると思うが、本市の現状を伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の屋内運動場は、広域避難所となることから、校舎のトイレ洋式化より優先して、平成24、25年度に男女各1基ずつ洋式化している。 ・なお、断水時を考慮し、すべての小学校に車椅子対応の仮設トイレを1基、洋式の簡易トイレを12基、それぞれ備蓄している。
安藤 孝雄	学校における教職員の働きやすい環境の整備推進について	教育長	教頭の勤務はどのような実態か。その勤務実態を教育委員会は把握しているのか伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に神奈川県教育委員会が実施した「市町村立学校勤務実態調査」の結果から、教頭の超過勤務が多いことを認識している。 ・具体的には、小・中学校ともに勤務日の超過勤務について、1日あたり平均3時間30分を超えており、校長や総括教諭・教諭等、他の職より多く、小田原市においても、この結果と同様の傾向にあると考えている。
		教育長	勤務時間外の対応のため、留守番電話の導入を検討すべきだと思うがいかがか。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への留守番電話の設置については、文部科学省が平成29年12月に公表した「学校における働き方改革に関する緊急対策」の中でも示されており、教職員の勤務時間管理の徹底、適正な勤務時間の設定のため、有効な手段の一つである。 ・また、校長会や教職員組合からも強く要望されているところである。 ・導入に当たっては、保護者や地域の方々の御理解・御協力をいただきながら、今後、学校の電話交換機を更新する際には、留守番電話機能を導入してまいりたいと考えている。

* 一般質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
安藤 孝雄	学校における教職員の働きやすい環境の整備推進について	教育長	夏季休業中に学校閉庁日を設定したことについて検証したと思うがどう評価しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度より8月13、14、15日の3日間、学校閉庁日を実施したが、終了後、各学校・園に対し実施状況等の把握を行った。 ・この3日間、すべて休暇を取得した教職員は、小学校では628人中581人(約93%)、中学校では325人中291人(約90%)、幼稚園では29人中22人(約76%)であった。 ・休暇を取得できなかった理由としては、部活動による県大会等への引率や給与事務対応などであった。 ・学校からは臨時職員のように有給休暇が少ない教職員への対応に苦慮したなどの意見は寄せられたものの、教職員のリフレッシュに繋がった、お盆期間中に日直を置く必要がなく良かったなど、概ね好評であった。 ・これらの状況を踏まえ、教職員の日常業務の多忙化の緩和と休暇取得の促進のため、次年度以降も学校閉庁日を実施していきたい。
		教育長	部活動における休養日の設定の状況について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会では、市内中学校の部活動について、国のガイドラインや神奈川県の方針を受け、今年の7月に、「小田原市立中学校に係る部活動の方針」を策定したところである。 ・その中で、週当たり授業日1日以上、休業日1日以上以上の休養日を設定するよう定めている。
		教育長	現状、小・中学校にどのような業務を担う臨時職員を市として配置しているか伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、教育委員会では、学校をサポートする様々な臨時職員を配置している。 ・具体的には、配慮が必要な児童生徒の支援にあたる「個別支援員」、学校図書館の充実や読書活動の推進を図る「学校司書」、不登校の児童生徒の家庭を訪問し相談に乗ったり登校を促したりする「不登校生徒訪問相談員」、学校には登校できるが教室に入れない生徒の支援にあたる「校内支援室指導員」、生徒指導上課題のある生徒への対応や支援にあたる「生徒指導員」等、約200名の臨時職員を配置している。 ・配置に際しては、校長からの要望や学校の状況を考慮しながら行っているところである。
佐々木 ナオミ	安全な学校施設について維持管理	教育長	これまでの学校施設における点検方法及びその課題を伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・点検については、建築基準法に基づく「法定点検」を3年に1度、建築課職員が実施している。 ・点検対象である敷地及び構造については、損傷、腐食その他の劣化状況を目視確認し、手の届く範囲の壁は打診点検を行っている。 ・また、学校保健安全法に基づき、毎学期1回以上実施する「周期点検」では、学校職員が建物のひび割れや手すりのぐらつきなどを確認している。 ・さらに、「日常点検」として、建物等に異変がないか、学校職員が気にかけてながら日々の教育活動を行っているところである ・学校施設の老朽化状況を考慮すると、詳細な調査が必要であり、さらに専門性を高めた点検の実施、頻度を増やすなど、点検内容の一層の充実が課題であると認識している。

*一般質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
浅野 彰太	日本遺産認定について	市長	日本遺産について、二宮尊徳翁のストーリーで再申請するつもりはあるのか。	二宮尊徳翁をストーリーとした日本遺産については、平成27年度認定を目指し申請したものの、残念ながら認定されなかった経緯がある。その後も、日本遺産の主眼である、人を呼び込み地域活性化につなげる視点をより一層盛り込むなど検討を重ねてきたが、同じ主題で再申請し認定されることは非常に難しく、文化庁の指導や専門家のアドバイスを受ける中で、二宮尊徳翁をストーリーとしての再申請は困難と判断し、断念するに至った。
川崎 雅一	郷土の偉人大友亀太郎先生について	市長	大友亀太郎先生の業績の普及にどのように取り組んできたのか。	平成29年度に尊徳記念館展示室の一部リニューアルを行った際に、大友亀太郎氏の紹介パネルを追加した。 二宮尊徳翁の生涯や教養を学ぶ「報徳塾」を平成10年度から継続実施しており、過去の講座の中で史跡巡りを行ったり、現在の講座の中で大友亀太郎氏の業績について取り上げている。
		市長	大友亀太郎先生の市民への普及についてどのように取り組んでいくのか。	小田原市出身の大友亀太郎氏が北海道開拓に貢献したことは、9月に発生した北海道胆振(いぶり)東部地震に際して、大友亀太郎氏ゆかりの地である千代中学校の生徒たちが義援金募金を呼び掛け、支援したことが新聞などで取り上げられ、広く知られることになった。 これまでも尊徳記念館が主催する「金次郎を学ぶ会」や、「報徳塾」など市民向け講座の中で大友亀太郎氏を取り上げているが、さらに多くの市民に知っていただくため、今後も引き続き市民向けの講座などで取り上げてまいりたい。
木村 正彦	旧保健所跡地について	市長	旧保健所跡地は取得から5年が経過するが、買収目的と具体的な施設等の建設が協議されているか。	旧保健所跡地は、神奈川県から「文化・生涯学習施設」用地としての目的で取得し、平成27年2月に策定した「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」では、地域・文学資料の収集、保存、活用施設を整備する案を示した。 現在、市立図書館に所蔵している地域資料等の整理作業を進めているところであるが、施設整備には財政面や公共施設の再編等の大きな課題があることから、市立図書館閉館後は、暫定的にかもめ図書館に資料保存及び公開機能を移転する予定である。 このエリアでは、旧松本剛吉別邸の情報発信拠点としての活用も検討していることから、まず、同施設や小田原文学館の駐車場としての整備を先行的に進めた上で、当該用地の施設整備を検討してまいりたい。

平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について
 (平成31年1月教育委員会定例会報告分)

資料4

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したもの。

※進捗状況は、「完了」「着手中」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→指摘が完了した時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手中→指摘に着手中の時などに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→指摘に対し取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手中とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→指摘に対応しないと決定した時などに選択。

※理由記載欄の下線箇所は、点検・評価者の指摘を受けたことにより取組が始まったもの。

※網掛けされた欄は、前回の報告から更新や修正をした箇所。

H30.12月末時点

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
学 力 向 上 支 援 事 業	1	少人数指導やチームティーチング実施校（学級）の場合と未実施校（学級）の場合の成果を比較し、少人数指導スタッフの在り方や職員配置への配慮・検討に取り組んでいただきたい。	完了	学校規模や子供たちの実態が違う中、配置の有無による学力の成果を測ることは困難である。少人数指導スタッフの配置については、県加配を勘案し、配置基準を見直しながら、効果的な配置を検討した結果、平成31年度も同じ配置基準で、事業を継続することとした。
	2	非常勤講師が教員と同じ専門性の高い情報を共有していただきたい。	完了	配置している市費非常勤講師のほとんどが、過去に正規教員または県費非常勤講師の経験者であり、教科指導経験が豊富である。各学校の授業研究会に参加し、教科の指導法研修に参加できるよう対応しており、専門性の高い情報も共有できている。
	3	事業の評価や成果を、保護者アンケート、授業アンケート等で結果を示すべき。	対応予定なし	保護者が事業の成果を実感したり、事業を評価したりすることは困難であり、負担をかけてしまうため、現時点では取り組む予定はない。
	4	免許教科外教科教員、教科指導充実非常勤講師の必要性は、中学校の教諭の層が薄くなっているのではないか。	着手中	教員の配置については、教職員定数法に基づくものであり、生徒数が減少し、学級数が減ると配置される教職員の定数も減少し、教職員の層が薄くなっているため、今後も非常勤講師の適正な配置を進めていきたい。また、県教育委員会に対して、県費負担教職員の適正な配置について要望していく。
推 読 進 書 事 活 業 動	5	学校司書の配置が生徒の学力成果に繋がったことを具体的な数字で記録し、今後の配置につなげるべきではないか。	対応予定なし	学校司書の配置と学力の成果をクロス集計することは不可能である。
	6	学校司書の活動を可視化し、必要性をアピールしてほしい。	完了	「日報」だけでなく、各学校司書が工夫をして、図書館だよりを出すなど、学校司書の活動を可視化する取り組みは進んでいる。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	7	学校司書と教員とが連携し、双方の業務の充実や効率化を図れるのではないか。	完了	直接雇用したことにより、学校司書と教員の連携は深まっている。このことにより、子供への読書相談や学習支援が充実している。
	8	学校司書と教員との有機的な連携を図るための研修の予算化を望む。	完了	講師を招聘して、学校司書と教員が共に対象となる研修会を開催しており、有機的連携が図られている。
	9	学校図書館と市立図書館との連携協力体制の整備を望む。 (蔵書の貸し借りのシステム化も含む)	未着手	図書の貸し借りのためのシステムを導入するためには、相当な費用を要するため、今後研究していきたい。
	10	学校司書の研修会に、学校教員や図書ボランティア等の参加も可能とするなど検討されたい。	着手中	学校教員は参加対象としているが、 <u>図書ボランティア等の参加について、今後検討していきたい。</u>
	11	図書館運営に児童生徒も参加できるようにすることも重要。	完了	学校図書館の運営では、児童生徒会活動の一環として、児童生徒も参加している。
向 体 上 力 事 ・ 業 運 動 能 力	12	今後は中学生が小学生を指導するなど、児童生徒が講師役を担う人材育成・生涯教育の観点も加味し、事業の維持発展を望む。	完了	現在、小学校体育大会の陸上種目の練習において、一部の小学校を対象に中学生が小学生に指導する機会を設けるなど、小中学校の交流は進んでいる。各中学校区の交流として、こうした機会が増えている。
	13	派遣した学校としなかった学校との比較や、過去に派遣された学校でのノウハウの引継ぎがされているのか検証し、今後 ^に 生かしていくことが必要。	完了	体力・運動能力向上指導員の派遣は、平成32年度までの事業であり、教員がそのノウハウを生かして、今後の学校の取組としていくことができるよう対応しているところである。
	14	アスリートの派遣を早期に全小中学校でできるようにし、在学中に一度はトップアスリートと触れ合う機会を持てることを望む。	検討中	子供がスポーツや運動に関心を持つことや、将来の夢につながることは重要な事であり、アスリートの派遣から学ぶことはその効果が高いと考えているため、派遣する学校や対象となる児童生徒について検討していきたい。
情 報 教 育 の 推 進	15	メディアリテラシー、モラルリテラシー育成の観点から「情報教育研修会」を予算化し、恒常的に開催する必要がある。	検討中	今後、既存の児童生徒指導研修会の中で取り扱うよう検討してまいりたい。なお、メディアリテラシー、モラルリテラシーについては、教育課程上、社会科や技術科等の学習に、また、道徳科の教科書でも取り扱いがあり、それぞれの教科研究の中で、教職員の資質や指導力が高まっていくものと考えている。
	16	携帯・スマートフォン使用頻度の高さから小中学生がトラブルや危険にさらされている現状にあることを再認識し、市教育委員会として「メディアリテラシーに関する手引書」の作成に取り組む必要がある。	完了	携帯やスマートフォンのトラブルや危険に関して、文部科学省が、小中学生向け資料「スマホ時代のキミたちへ」を文部科学省が作成し、毎年全家庭に配布しており、本市でもその資料を活用し、SNS等のトラブルの未然防止の指導を行っている。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	17	正しい情報の選択やSNSに潜む危険性等を子供たちに十分理解させることが重要で、学校としても保護者等と連携をとって進めていく必要がある。	完了	御指摘の内容については、各校では、携帯電話会社や警察から講師を招請し児童生徒対象の学習を実施している。また、中学校では新入学時説明会において保護者へ話をしている。青少年育成協議会と連携し、保護者や地域の方への啓発の場を設けている学校もある。今後もこうした取組の拡充を図っていく。
家庭学習の推進	18	「おだわらっ子ドリル」のねらいを、教員が蓄積してきた学習のつまづきの改善を共有するとともに、つまづきやすい問題等に関するアドバイスを入れ込むなどし、基礎的な勉強がわからない子供を減らす目的で、予算化し推進していただきたい。	検討中	現在、教育研究所共同研究（平成30年4月～平成32年3月）で、作成のための研究を進めているところであり、 <u>御意見を参考にしていきたい。</u> 現在、小学校3～6年の国語と算数のドリルを小学校教員8人の研究員によって作成途中である。年8回のうち6回目の研究が終わったところである。
	19	「おだわらっ子ドリル」の必要性や費用対効果、活用方法を十分に検討した上で、作成を継続するか市販のドリルの活用を選択すべき。	検討中	教育研究所プロジェクト研究（平成30年4月～平成32年3月）で、作成のための研究を進めているところであり、 <u>御意見を参考にしていきたい。</u> 現在、小学校3～6年の国語と算数のドリルを小学校教員8人の研究員によって作成途中である。年8回のうち6回目の研究が終わったところである。
	20	「家庭学習の手引き」を、①作成趣旨と活用方法を十分に理解してもらえ、②基礎学力の育成と発展的学習を分けて考え、家庭への対応も分けて行う、③基礎的な学習及び発展学習と自らの興味関心から探求する学習とを明確に区分する、といった視点で作成できないか。	未着手	「家庭学習の手引き」は、各小学校が実態に応じて工夫をしながら作成している。現時点で小田原市として手引きを作成する考えはない。指摘事項については、機会をとらえながら、指導していきたい。
公立幼稚園事業	21	私立幼稚園との連携強化体制づくりを積極的に推進していく必要がある。	着手中	教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。
	22	公立幼稚園での取組の成果等を、私立幼稚園・保育所へ情報提供し、共有するシステムの構築が必要である。	着手中	教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。
	23	延長保育の拡充をさらに進める必要がある。	対応予定なし	延長保育については、現在検討している認定こども園化に含めて検討していくため取り組んでいない。
	24	認定こども園化への移行について、幼稚園型か連携型かの方向性を打ち出す必要がある。	着手中	教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。
事業支援教育	25	個別支援員の通常級への配置を充実するため、さらなる増員措置に努められたい。	着手中	学校のニーズをとらえ、平成31年度に増員するための予算を要求している。
	26	通常級の児童生徒への障がい理解などについて、影響の大きい個別支援員に研修機会がより多くあれば良い。	着手中	個別支援員の資質向上を図ることは重要である。現在、年2回研修会を実施しており、その内容を充実していきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	27	インクルーシブな教育環境づくりのため、地域全体の意識喚起が必要。	検討中	保護者や地域住民の理解が高まることは大切なことであると認識しており、今後検討していきたい。
	28	児童生徒の自立に向けて、専門家と支援員が連携し計画的に取り組むことが必要。	完了	御意見の方向で、実施しているところである。
学校運営協議会事業	29	学校の活性化と地域の活性化を両立していただきたい。	着手中	地域コーディネーターが地域コミュニティ組織及びその事務局と連携することによって、学校の活性化と地域の活性化が図られるか検証していきたい。
	30	教職員の多忙化解消につながる運営を期待したい。	着手中	学校運営協議会の事務局を地域コーディネーターが担うことで、教職員の負担につながるかを検証していく。
	31	運営協議会のメンバーに、地域団体だけでなく他の活動グループや市民委員を含むと良い。	検討中	学校運営協議会委員は、校長の推薦によるものとなるが、今後研究していきたい。
	32	各協議会同士の情報交換や、モデル的活動の共有などが必要である。	着手中	小学校全校に学校運営協議会が設置される平成31年度に、研究協議会を計画している。
	33	地域主体での運営の定着、地域住民への認知度の向上、協議結果の周知が求められる。	着手中	これまでに、市民向け「市民につたえようおだわらの教育」の発表や、広報への掲載、また指導主事が学校へ出向き、コミュニティスクールの概要説明をしてきた。また、学校も学校運営協議会の設置に向け、学校だよりなどで周知し、認知度が高まるよう取り組んでいる。
	34	市外研修視察等のための予算措置を図るべき。	未着手	学校運営協議会の立ち上げに際し、各校の学校運営協議会委員の代表者には、国が主催するフォーラムに参加するための予算措置はしている。現段階では、視察するような先進的な自治体もないため、予算措置は考えていない。
(学 小 校 ・ 施 中 設 ・ 維 幼 持) ・ 管 理 事 業	35	学校施設を地域の高齢者や障がい者ほかすべての人が利用できるよう、「みんなのトイレ」の設置が望ましい。	着手中	現在、小中学校のトイレ全面改修の際には、各階、男女に1か所ずつ車いすに対応したトイレを設置している。今後も継続していく方針である。 26年度工事：町田小8か所、白鷗中8か所、国府津中8か所 28年度工事：曾我小8か所、千代中8か所、橘中6か所 29年度工事：久野小8か所、報徳小8か所、鴨宮中6か所 30年度工事：芦子小6か所、東富水小8か所、富水小6か所
	36	学校施設の地域住民への開放に伴うリスクの洗い出しと検討、複合化・多目的化に向けたプラン策定には特にソフト面から具体的な検討を加えるべき。	検討中	現在、早川小学校を早川まちづくり委員会への事務局として開放しており、玄関を生徒と区別したり、事務局の部屋の鍵の管理方法を定める等、セキュリティに配慮しているが、地域開放については、セキュリティをどのように確保していくかが課題である。平成32年度末までに学校施設長寿命化計画を策定するよう文部科学省から示されており、その中で複合化・多目的化の一つとして検討していきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	37	危険を伴わない軽微な修繕は、教師、PTA、市教育委員会、自治会などが協力して一覧を作成し、地域のマンパワーを活用するといった工夫があっても良い。	着手中	清掃作業や低木の伐採など、地域のコミュニティで対応できることもある。地域の実情に応じ、個々、柔軟に対応をしていくこととしている。 しかしながら、学校と地域との協働については、今後も検討していきたい。
	38	校内の樹木の管理を徹底していただきたい。	着手中	全小中学校の危険な樹木を判断し、平成31年度から5か年計画で全小中学校の樹木を剪定できるよう予算要求を行っていく予定である。
	39	ブロック塀の未対応部分についても急ぎ検討をお願いしたい。	着手中	13校・園の27箇所のブロック塀の安全性に問題ありと判断し、撤去することとした。前羽小学校以外の箇所については、8月25日(土)までに撤去済みである。前羽小学校のブロック塀はJRの鉄道敷地の近接していることから、JRと協議を進めていたが、10月12日に工事が承諾されたので、現在、ブロックの塀撤去及びフェンス新設の準備を進めているところである。 10月21日に1か所の見落としがあることが判明し、全校・園の再点検を実施した。7校・園、10箇所に見落としがあり、5校・園、8箇所が安全性に問題があるブロック塀であった。近隣と調整の上、ブロック塀の撤去及びフェンス新設を進めていく。
お キ だ ヤ わ ン ら パ 事 ス 業	40	「キャンパスおだわら情報誌」の配布先に幼稚園や小・中学校、公民館、病院等を加えたり、児童生徒向けのイベント情報を学校に届けるといった工夫があってもよい。	着手中	既に一部の幼稚園や小・中学校、公民館、病院等には配布を行っているが、すべては網羅できていないため、配布先の拡大について、協働実施団体と引き続き検討していく。 <u>児童生徒向けイベント情報を別途学校に届けることについては、コスト面等の課題があるため、協働実施団体と協議していきたい。</u>
	41	電子媒体への移行も検討も今後は必要になると思われる。	着手中	紙媒体の「キャンパスおだわら情報誌」を毎月発行から隔月発行にすることで生まれたマンパワーや資金を、SNSなど、電子媒体を使った情報発信に振り分けるなど、広く市民に情報を行き届けるための改善を始めている。
	42	参加者アンケートを作成し、効果や情報入手経路などを収集・分析し、効果的な予算運用を図るべき。	完了	キャンパスおだわら共通のアンケート項目を定めたひな形を作成、運用、分析している。 現在、そのアンケートを活用している範囲が、「行政(生涯学習課)」および協働実施団体である「NPO法人小田原市生涯学習推進員の会」が実施する講座にとどまっているため、引き続き、キャンパスおだわら情報誌等に掲載された講座などでの利用を呼び掛けていきたい。
	43	紙面の見せ方の工夫がもう少し欲しい。	着手中	講座情報以外にも、興味関心を引く生涯学習情報などを掲載すべく、協働実施団体を中心に検討を進めている。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
担 官 い 民 手 協 育 働 成 に 事 よ 業 る ま ち ち づ く り	44	受講者が受講後に活躍する場を考えた講座設定が望まれる。	着手中	おだわら市民学校は原則2年制としており、1年目の基礎講座「おだわら学講座」で、小田原市内のさまざまな魅力や課題を知り、郷土愛を育んだ後、2年目は「専門課程」として、それぞれの興味関心のある分野に進み、学びを深めるとともに、その分野で実践している団体や個人と繋がりをつくることで、受講後の実践活動に結び付けることを狙いとしている。 今年度は、1年目の「おだわら学講座」を実施している段階であり、次年度の「専門課程」実施状況を鑑みながら、講座のブラッシュアップを図っていきたい。
	45	受講者が受講後に職に就くための道筋をつけていく必要がある。	完了	おだわら市民学校で想定している担い手は、職としての担い手に限るものではないが、受講後の活躍の場を想定し、実践活動に結び付けることを狙いとした講座を展開していく予定である。
	46	何のために行うのか、年齢層なども含めてもう一度検討が必要では。	完了	実施目的は明確であり、「おだわら市民学校」は、今年度から開始した事業でもあるため、今後の受講者の反応や、受講後の活動状況などを確認しながら、ブラッシュアップを図っていきたい。